



熊本県公報

第13304号
令和6年(2024年)
2月9日(金)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示	
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定……………	(障がい者支援課) 1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定……………	(〃) 2
○保安林の指定に関する予定……………	(森林保全課) 2
○介護医療院の開設許可……………	(高齢者支援課) 2
○道路の区域変更……………	(道路保全課) 2
○道路の区域変更……………	(〃) 3
○道路の区域変更……………	(〃) 3
○道路の区域変更……………	(〃) 3
○道路の供用開始……………	(〃) 4
○個人県民税の控除対象寄附金の指定……………	(税務課) 4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の所在地の変更……………	(障がい者支援課) 4
公 告	
○公共測量の実施……………	(監理課) 5
○土地改良区の役員を選任等……………	(農村計画課) 5
○県営土地改良事業計画の変更……………	(〃) 6
○県営土地改良事業計画の変更……………	(〃) 6
○熊本県立教育センターの情報関連機器調達に係る落札者の決定……………	(管理調達課) 6
登 載 依 頼	
○令和5年度(2023年度)第5回熊本県公立大学法人評価委員会の開催……………	(公立大学法人評価委員会) 7
○令和5年度(2023年度)県立高等学校実習生産品売払代金の収納事務の委託……………	(高校教育課) 7
○令和5年度(2023年度)八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催……………	(八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 7
○裁決手続開始決定……………	(収用委員会) 8
○刑事訴訟法に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則……………	(警察本部刑事企画課) 9
正 誤	
○令和6年(2024年)1月9日熊本県告示第17号(公有水面埋立免許出願事項)中……………	(河川課) 9

告 示

熊本県告示第114号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和6年(2024年)2月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
訪問介護ステーションHIBISU 合志 合志市竹迫2290番地3号	株式会社BISCUS 大阪府大阪市中央区南船場一丁目11番9号長堀安田ビル6階	居宅介護、重度訪問介護	令和6年(2024年)2月1日

森屋 和紀

熊本県告示第115号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

令和6年（2024年）2月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
共生薬局 荒尾店 荒尾市万田475番1号	令和6年（2024年）2月1日

熊本県告示第116号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和6年（2024年）2月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町島木字西ノ迫1223番2、1254番、1277番、1278番、1280番から1284番まで、1305番、1308番から1313番まで、1314番2、1314番3、1315番、又1315番、1316番から1318番まで

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第117号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により介護医療院の開設を次のとおり許可したので、同法第114条の7の規定により公示する。

令和6年（2024年）2月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

（介護医療院）

施設の名称及び所在地	開設者の名称	許可年月日
みずたみ医院介護医療院 宇城市松橋町竹崎1115-32	水民 和行	令和6年（2024年） 1月31日

熊本県告示第118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和6年（2024年）2月9日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年（2024年）2月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	218号	上益城郡山都町城平 603番2地先から	前	17.1 ～ 22.1	56.8	24条 工事
		同所 605番1地先まで	後	18.3 ～	56.8	

				38.3		
2	区域を変更する期日 令和6年(2024年)2月9日					

熊本県告示第119号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和6年(2024年)2月9日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年(2024年)2月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	玉名立花線	玉名郡和水町下津原字上尾坪 3027番1地先から 玉名郡和水町平野字年神 274番1地先まで	前	5.6 ～ 25.5	1,056.9	道補修
			後	5.6 ～ 25.5	1,056.9	
				10.5 ～ 55.3	489.9	

2	区域を変更する期日 令和6年(2024年)2月9日					
---	---------------------------	--	--	--	--	--

熊本県告示第120号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和6年(2024年)2月9日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年(2024年)2月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	球磨田浦線	葦北郡芦北町大字白石字白石平 896番1地先から 同所 896番1地先まで	前	5.8 ～ 7.0	103.4	災害復旧工事
			後	5.8 ～ 11.1	105.5	

2	区域を変更する期日 令和6年(2024年)2月9日					
---	---------------------------	--	--	--	--	--

熊本県告示第121号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和6年(2024年)2月9日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年(2024年)2月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	268号	水俣市長野町 463番1地先から 同所 477番5地先まで	前	16.8 ～ 22.0	57.6	迂回路の設置
				16.8		

			後	～ 22.0	57.6	
				4.7 ～ 9.8	42.6	

2 区域を変更する期日 令和6年(2024年)2月9日

熊本県告示第122号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和6年(2024年)2月9日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年(2024年)2月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	218号	上益城郡山都町城平 603番2地先から 同所 605番1地先まで	56.8	24条工事

2 供用を開始する期日 令和6年(2024年)2月11日

熊本県告示第123号

熊本県税条例(昭和29年熊本県条例第28号)第30条第1項第4号の規定により次の寄附金を個人県民税寄附金税額控除対象の寄附金として指定したので、熊本県税条例施行規則(昭和30年熊本県規則第4号)第19条の3の5第5項の規定により告示する。

令和6年(2024年)2月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 指定年月日 令和6年(2024年)2月1日

2 控除対象寄附金の名称

- (1) 独立行政法人国立病院機構熊本医療センターに対する寄附金
- (2) 独立行政法人国立病院機構熊本南病院に対する寄附金
- (3) 独立行政法人国立病院機構菊池病院に対する寄附金
- (4) 独立行政法人国立病院機構熊本再春医療センターに対する寄附金

3 寄附金募集者の名称

独立行政法人国立病院機構

4 寄附金募集者の代表者の氏名 理事長 楠岡 英雄

5 寄附金募集者の主たる事務所の所在地 東京都目黒区東が丘二丁目5-21

6 控除対象寄附金の指定の有効期間 令和6年(2024年)1月1日から令和10年(2028年)12月31日まで

熊本県告示第124号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

令和6年(2024年)2月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

(精神通院医療)

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
ましき町薬局	医療機関の所在地 変更	上益城郡益城町 大字宮園408 番3	上益城郡益城町 大字宮園408 -2(44街区 2画地)	令和6年(20 24年)1月2 9日

公 告

熊本県公告第94号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により農林水産省九州農政局宇城農地整備事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年（2024年）2月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（確定測量）	令和6年（2024年） 1月31日から 令和6年（2024年） 3月11日まで	宇城市松橋町南豊崎地内

熊本県公告第95号

阿蘇市に事務所を置く一の宮町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和6年（2024年）2月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏名	住所
退任		
理事	甲斐 純一郎	阿蘇市一の宮町中通1677番地
理事	森永 幸治	阿蘇市一の宮町宮地183番地
理事	田嶋 忠弘	阿蘇市一の宮町宮地4449番地3
理事	宮崎 英雄	阿蘇市一の宮町坂梨3031番地1
理事	井 雅隆	阿蘇市一の宮町三野1951番地
理事	高橋 正水	阿蘇市一の宮町宮地4060番地
理事	廣瀬 郁夫	阿蘇市一の宮町中通1185番地
理事	山内 孝志	阿蘇市一の宮町宮地2339番地
理事	岩下 誠志	阿蘇市一の宮町手野498番地1
理事	鳴川 順一	阿蘇市一の宮町坂梨1260番地
理事	園田 富雄	阿蘇市一の宮町中通1593番地
監事	村山 健徳	阿蘇市一の宮町宮地1226番地
監事	上村 健雄	阿蘇市一の宮町坂梨806番地
監事	甲斐 英則	阿蘇市一の宮町三野873番地
監事	梅野 孝徳	阿蘇市一の宮町中通32番地
就任		
理事	森永 幸治	阿蘇市一の宮町宮地183番地
理事	岩下 誠志	阿蘇市一の宮町手野498番地1
理事	廣瀬 郁夫	阿蘇市一の宮町中通1185番地
理事	山内 孝志	阿蘇市一の宮町宮地2339番地
理事	井手 鉄弘	阿蘇市一の宮町中通198番地
理事	鳴川 三郎	阿蘇市一の宮町坂梨1303番地2
理事	白石 知文	阿蘇市一の宮町三野586番地
理事	河島 勝義	阿蘇市一の宮町宮地2732番地1
理事	西村 孝	阿蘇市一の宮町北坂梨764番地
理事	江藤 友明	阿蘇市一の宮町坂梨1945番地2
理事	森本 英信	阿蘇市一の宮町中通375番地
監事	村山 健徳	阿蘇市一の宮町宮地1226番地
監事	工藤 靖典	阿蘇市一の宮町手野2319番地
監事	上村 健雄	阿蘇市一の宮町坂梨806番地
監事	西村 豊治	阿蘇市一の宮町中通558番地

監事 丸野 雄司 | 阿蘇市一の宮町宮地4330番地11

熊本県公告第96号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営松原地区土地改良事業（農用地の保全）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

令和6年（2024年）2月9日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営松原地区土地改良事業（農用地の保全）
計画書の写し
- 縦覧期間
令和6年（2024年）2月13日から令和6年（2024年）3月12日まで
- 縦覧場所
宇土市役所

熊本県公告第97号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営天草中央南地区（杵宇土工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

令和6年（2024年）2月9日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営天草中央南地区（杵宇土工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 縦覧期間
令和6年（2024年）2月13日から令和6年（2024年）3月12日まで
- 縦覧場所
天草市役所

熊本県公告第98号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和6年（2024年）2月9日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 落札に係る物品等の名称及び数量
熊本県立教育センターの情報関連機器 発注仕様書のとおり
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課調達班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 落札者を決定した日
令和6年（2024年）1月17日
- 落札者の氏名及び住所
富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社
熊本市東区尾ノ上一丁目6番1号
- 落札金額
54,450,000円（うち消費税及び地方消費税の額4,950,000円）
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和5年（2023年）12月5日

登載依頼

熊本県公立大学法人評価委員会公告第5号

令和5年度(2023年度)第5回熊本県公立大学法人評価委員会を次のとおり開催する。

令和6年(2024年)2月9日

熊本県公立大学法人評価委員会 委員長 猪股裕紀洋

- 開催日時
令和6年(2024年)3月21日(木)
午後1時30分から3時まで(終了時間は予定)
- 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁防災センター3階 308・309会議室
- 議題
・公立大学法人熊本県立大学の評価実施要領の改正について
・令和6年度に実施する第3期中期目標期間における業務実績評価について
・役員報酬の支給基準について
・第4期中期計画(案)について
- 傍聴者の定員
5人
- 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員を満了した時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。
(3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点で既に定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県総務部総務私学局県政情報文書課(電話096-333-2061)

熊本県教育委員会告示第12号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により次の売払代金の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年(2024年)2月9日

熊本県教育長 白石伸一

委託した相手方の名称及び所在地	委託した事務	委託期間
熊本県畜産農業協同組合 熊本市東区桜木六丁目3番54号	天草拓心高等学校の 実習生産品売払代金 の収納	令和5年(2023年) 4月1日から 令和6年(2024年) 3月31日まで
球磨地域農業協同組合 球磨郡錦町一武2657-4	南稜高等学校の実習 生産品売払代金の収 納	令和6年(2024年) 1月11日から 令和6年(2024年) 3月31日まで

八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号

令和5年度(2023年度)八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

令和6年(2024年)2月9日

八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 開催日時
令和6年(2024年)2月16日(金)午後7時から午後8時30分まで
- 開催場所
熊本県八代市西片町1660番地
熊本県県南広域本部5階大会議室(八代総合庁舎5階)
- 議題等
① 八代地域病院群輪番制病院の令和6年度(2024年度)実施計画について
② 健康危機管理について
③ 第8次地域保健医療計画(八代圏域)における救急医療、健康危機管理について

- ④ その他
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県八代市西片町1660番地
八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局
(熊本県八代保健所総務企画課)
(電話0965-33-3197)

熊本県収用委員会公告第1号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

令和6年(2024年)2月9日

熊本県収用委員会会長 宮田 房之

- 1 起業者の名称
熊本県
- 2 事業の種類
熊本都市計画道路事業3・3・93号益城中央線及び3・3・13号水前寺秋津線(熊本県熊本市東区桜木四丁目及び沼山津四丁目地内、熊本県上益城郡益城町大字広崎字西原、字大友、字葉山、字居屋敷、字北原及び字内無田、大字福富字西之園、字打出宅地及び字前畑、大字惣領字木神、字野添、字水足、字中道及び字立道、大字馬水字駿河原、字下野添及び字上野添、大字安永字居屋敷、字柿添及び字火迫、大字宮園字辻及び字居屋敷並びに大字寺迫字今吉及び字城ノ本地内)
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等
(1) 収用の裁決手続の開始を決定する土地
土地の所在 熊本県上益城郡益城町大字安永字火迫

地番	地目		全体の面積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	
727番3	宅地	宅地	252.07	263.17	56.31
727番5	宅地	宅地	271.45	271.66	91.03
727番7	宅地	宅地	29.95	30.00	10.45

- (2) 使用の裁決手続の開始を決定する土地
なし

- 4 土地所有者の氏名及び住所
土地登記名義人(亡)大平スミ子の法定相続人
福永 伸子(持分4分の1)
福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字谷地久保37番地の1
いずみ団地51-2
大平 京子(持分8分の1)
熊本県熊本市東区月出三丁目1番52-304号
大平 斉道(持分16分の1)
熊本県熊本市東区画図東一丁目5番2号
大平 美佳(持分16分の1)
熊本県熊本市東区月出三丁目1番52-304号
坂本 明子(持分4分の1)
熊本県熊本市東区佐土原二丁目4番27号
大平 秀世(持分4分の1)
東京都町田市小山田桜台二丁目15番地39-405
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
九州電力送配電株式会社
代表取締役社長 廣渡 健
福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
土地使用借権
西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 社長執行役員 森林 正彰
大阪府大阪市都島区東野田町四丁目15番82号
土地使用借権
株式会社ジェイコム九州
代表取締役社長 上村 忠
福岡県福岡市中央区那の津三丁目13番10号
土地使用借権

6 裁決手続の開始を決定した年月日
令和6年(2024年)1月25日

熊本県公安委員会規則第2号

刑事訴訟法に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年2月9日

熊本県公安委員会委員長 宮尾千加子

刑事訴訟法に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則
刑事訴訟法に基づく司法警察員等の指定に関する規則(昭和32年熊本県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第199条第2項」を「、第199条第2項及び第201条の2第1項」に改める。

第3条の見出し中「令状」の次に「等」を加え、同条中「司法警察員」の次に「及び同法第201条の2第1項に規定する逮捕状に代わるものの交付を請求することができる司法警察員」を加える。

附 則

この規則は、令和6年2月15日から施行する。

正 誤

令和6年(2024年)1月9日熊本県告示第17号(公有水面埋立免許出願事項)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
10	17	7709.97平方メートル	7709.07平方メートル